

マイナンバーについて

来る10月5日（月）以降に、住民登録のある市区町村から外国人を含めてすべての個人に、個人番号が簡易書留にて通知されます。この個人番号をマイナンバーといい、平成28年1月1日以降の社会保障や税金及び災害対策の行政手続きに利用されます。

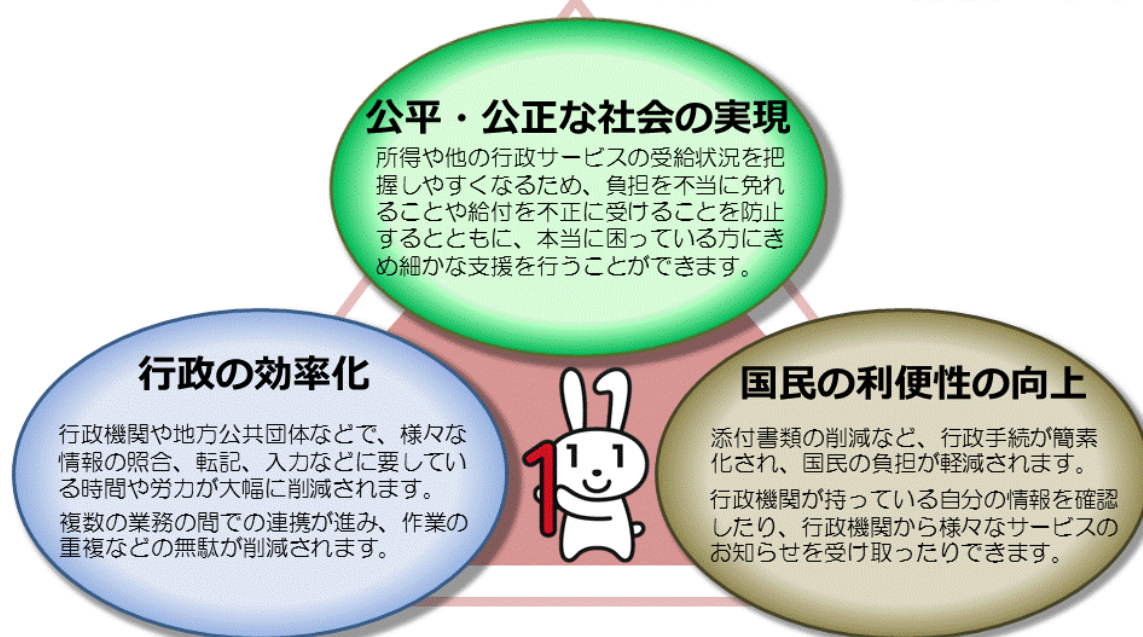
社会保障では年金、雇用保険、医療保険、介護保険及び生活保護に利用され、税では確定申告や税務上の各種申請、申告、届出並びに調書に利用され、災害対策では被災者生活再建支援金の支給や被災者台帳の作成事務に利用されるものです。

マイナンバー（社会保障・税番号）制度が導入されることにより、現在行われている色々な手続きが省略されることが挙げられます。

例えば、現在、社会保障給付を受給するために、会社を休んで自治体の窓口に行き、手数料を払って証明書等を発行してもらわなければならないケースがままあります。マイナンバー制度導入後は、国民年金保険料の免除、児童扶養手当の支給、高額医療費の支給決定等においてはこれらの書類提出が省略できるようになります。

また、自宅に居ながらにしてパソコンを使って自分の情報が確認できる「マイナポータル」と呼ばれるウェブページが開設されます。将来は、このウェブページの機能が拡充されて、個人に合わせて予防接種や健康診断の通知が行政から届くなど、公的サービスの向上が期待されています。

**マイナンバーは、
行政を効率化し、国民の利便性を高め、
公平・公正な社会を実現する社会基盤です。**



（出典：内閣官房WEBサイト）

一方、こうしたマイナンバーの個人情報を「特定個人情報」と呼び、その取扱いに関しては具体的なガイドラインが設けられています。

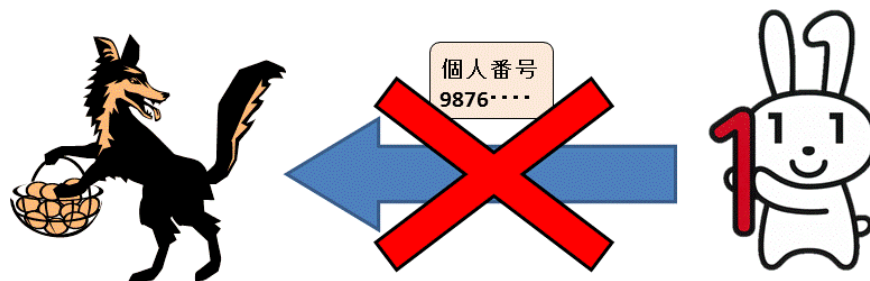
まず国は、この特定個人情報を保護する組織として、「特定個人情報保護委員会」を設置しています。

特定個人情報保護委員会は、個人番号その他の特定個人情報の有用性に配慮しつつ、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずることを任務とする内閣府外局の第三者機関です。

具体的には、特定個人情報の取扱いに関する監視、監督（立入検査、報告徴求、指導、助言、勧告、命令等の権限行使）、情報保護評価に関すること（指針の策定や評価書の承認）、特定個人情報の保護についての広報・啓発、これらの事務のために必要となる調査・研究及び国際協力等を行います。

そして、この特定個人情報保護委員会が「企業がマイナンバーを取り扱う前に準備すべきこと、取扱い始めてから守るべきこと」をまとめたのが、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」です。このガイドラインは、事業者が特定個人情報の適正な取扱いを確保するための具体的な指針を定めたもので、「しなければならないこと」「してはならぬこと」や「するのが望ましい」ことが記述されています。

**マイナンバーは、社会保障、税、災害対策の
手続のために行政機関等に提供する場合を除き、
むやみに他人に提供することはできません。**



- ・マイナンバーは、社会保障、税、災害対策の手続のために、国や地方公共団体、勤務先、金融機関、年金・医療保険者などに提供します。
- ・他人のマイナンバーを不正に入手することや、他人のマイナンバーを取り扱う者がマイナンバーや個人の秘密が記録された個人情報ファイルを不当に提供することは、処罰の対象となります。

（出典：内閣官房 WEB サイト）

一般社団法人全国経営診断士会

〒112-0004

東京都文京区後楽 2-2-17 NBD 三義ビル

TEL: 03-3812-8211 FAX: 03-3812-8213

mail@cbca.jp http://www.cbca.jp

お問い合わせ先